

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センターむつ事務所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）青森研究開発センターむつ事務所に係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（平成28年3月4日付け27原機（青む）010。以下「計量管理規定変更認可申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

申請日： 平成28年3月4日

申請の理由： 原子力機構の組織体制の見直し等のため

申請の内容： 原子力機構青森研究開発センターむつ事務所の計量管理規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下の通り。

1. 原子力機構の組織体制の見直し
2. 記載の適正化等

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 原子力機構の組織体制の見直しに伴う変更

提出された新旧対照表をもって、原子力機構の組織体制の見直しに伴い事業所名称が「青森研究開発センターむつ事務所」から「青森研究開発センター」に変わること

を受け、事業所名称及び計量管理組織に係わる記載の変更が適切に行われていることを確認した。

2. 記載の適正化等に伴う変更

提出された新旧対照表をもって、関係法令の追記などによる記載の明確化及び用語の見直しなどによる記載の適正化が図られており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための変更が適切に行われていることを確認した。